

ケアプランデータ連携システム活用促進補助金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護現場の負担軽減、職場環境の改善等による生産性の向上を支援するため、ケアプランデータ連携システム活用促進補助金（以下「補助金」という。）を予算の範囲内において支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の支給対象事業者)

第2条 補助金の支給対象事業者は、別表に掲げる介護事業所のうち次の要件を満たすもの（以下「支給対象事業所」という。）を運営する事業者とする。

- (1) 小田原市内に所在すること。
- (2) 令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、ケアプランデータ連携システムを新たに導入し、当該システムの利用に係るライセンス料を負担していること。
- (3) 神奈川県又は小田原市の指定等を受けて、申請日時点で現に運営していること。
- (4) 事業者の事業計画上、令和6年度末までに介護事業所の廃止（届出を行わない事実上の廃止を含む。第11条において同じ。）又は介護事業所の休止（届出を行わない事実上の休止を含む。同条において同じ。）をせず、運営を継続する予定であること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支給対象事業者が負担したケアプランデータ連携システムのライセンス料（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

(補助金額)

第4条 補助金の支給額は、別表のとおりとする。

(補助金の申請)

第5条 補助金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次の書類を、市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

- (1) ケアプランデータ連携システム活用促進補助金に係る支給申請書（様式第1号。以下「支給申請書」という。）
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 支給対象事業所を複数有する申請者は、当該支給対象事業所に係る前項に規定する申請を一括して行うものとする。

3 第1項の申請は、小田原市電子申請システムを用いて行うものとする。ただし、これにより難いと市長が認める場合は、この限りでない。

(暴力団の排除)

第6条 小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号）第8条の規定に基づき、前条に規定する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の支給対象としない。

(1) 小田原市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団

(2) 小田原市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等

(3) 小田原市暴力団排除条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等

(4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第2号に規定する暴力団員等に該当するもの

2 市長は、必要に応じ、申請者が前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対し確認することができる。ただし、当該確認のために個人情報を経済警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

3 市長は、補助金の支給の決定を受けた事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の支給決定)

第7条 市長は、第5条の規定により支給申請書が提出されたときは、これを審査し、当該申請者に対し、補助金を支給すると決定したときはケアプランデータ連携システム活用促進補助金支給決定通知書（様式第2号）により、補助金を支給しないと決定したときはケアプランデータ連携システム活用促進補助金不支給決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の支給決定をしたときは、支給決定の通知を受けた者に対し速やかに補助金を支給するものとする。

(報告及び調査)

第8条 市長は、補助金の適正な支給のため必要があると認めるときは、支給対象事業者に対し、報告を求め、又はその職員に、支給対象事業所等に立ち入り、帳簿書類そ

の他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(決定の取消し)

第9条 市長は、補助金の支給決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 支給対象事業者に該当しないことが判明した場合
- (2) 補助金の支給決定の内容若しくはこれに付した条件又はこの要綱に基づき市長が行った指示に違反した場合
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の支給を受けたことが判明した場合

2 市長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、ケアプランデータ連携システム活用促進補助金取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の支給決定を取り消した場合において、本事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が支給されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を請求するものとする。

(書類の整備等)

第11条 補助金の支給を受けた事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類（次項において「証拠書類等」という。）を補助金の支給を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

2 補助金の支給を受けた事業者が証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は、小田原市長）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

(届出事項)

第12条 補助金の支給を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 所在地若しくは住所又は氏名若しくは法人名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 6 年 1 2 月 1 3 日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和 7 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第 7 条第 1 項の規定により支給する旨の決定がされた補助金の支給については、なお従前の例による。

別表（第2条、第4条関係）

支給対象事業所	支給額
訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護（短期利用のみ）、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（短期利用のみ）、地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用のみ）、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、介護予防支援又は介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス又は介護予防ケアマネジメント）を提供する介護事業所	負担したライセンス料の額。ただし、1事業所当たり19,000円を限度とする。

様式第1号 (第5条、第7条関係)

令和 年 月 日

ケアプランデータ連携システム活用促進補助金に係る支給申請書

小田原市長 様

申請法人住所

申請法人名

代表者役職名・氏名

ケアプランデータ連携システム活用促進補助金支給要綱第5条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、その支給を受けるに当たっては、ケアプランデータ連携システム活用促進補助金支給要綱を遵守します。

申請額合計 円

(事業所別申請額一覧)

NO.	事業所番号	事業所名	事業所種別	事業所所在地	当該事業所に係る 支給申請額	支給決定額 (市記入欄)
1						
2						
3						
計						

※ 4 件以上該当事業所がある場合は、「申請書（続き）」シートに記入すること。

＜添付書類＞☐ ケアプランデータ連携システムライセンス料を支払ったことが確認できる書類（「ケアプランデータ連携システム
ライセンス料」の記載がある介護給付費等支払決定額通知書の写し等）

☐補助金受取に関する委任状（受取口座名義が社名や代表者のものと異なる場合のみ）

様式第2号（第7条関係）

番 号
年 月 日

ケアプランデータ連携システム活用促進補助金支給決定通知書

様

小田原市長

印

年 月 日付けで申請のありましたケアプランデータ連携システム活用促進補助金の支給については、ケアプランデータ連携システム活用促進補助金支給要綱の規定により次のとおり決定したので、通知します。

- 1 支給金額 円
- 2 支給条件

様式第3号（第7条関係）

番 号
年 月 日

ケアプランデータ連携システム活用促進補助金不支給決定通知書

様

小田原市長

印

年 月 日付けで申請のありましたケアプランデータ連携システム活用促進補助金については、不支給とすることを決定したので通知します。

不支給の理由

様式第4号（第9条関係）

番 号
年 月 日

ケアプランデータ連携システム活用促進補助金取消通知書

様

小田原市長

印

年 月 日 第 号で支給決定しましたケアプランデータ連携システム活用促進補助金については、支給決定を取り消しましたので通知します。

支給決定取消理由